



ALL STARs | 労働者派遣業

事業賠償・費用総合保険

AIG 損保

労働者派遣業を取り巻く
多様化するリスクを
包括的に補償します。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



e約款

デジタル保険証券

この商品の約款はe約款です。
右記コードから、お客さまのスマートフォンやパソコン等でご覧ください。

ご契約の際に、デジタル保険証券か紙保険証券かをご選択いただけます*。
デジタル保険証券では、ウェブ上で証券を管理することが可能となります。
※ご契約内容により、ご選択いただけない場合もございます。



AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

3A2-754 (B-260114) 26-07 20K (AC)

事業賠償・費用総合保険

2026.7版

2026年11月1日以降保険始期契約用

3つの特長

1

貴社の事業にかかる賠償リスクを幅広く補償します

貴社が事業活動を行うなかで、偶然発生した対人・対物事故から財物の損壊を伴わない使用不能によるリスクや業務に伴う権利侵害または不当行為によるリスクまで、幅広い賠償リスクを補償します。貴社が行うすべての労働者派遣業務や請負業務等を包括的に補償するため、保険の手配漏れの心配がありません。

2

サイバーリスクの補償にも対応できます

近年、デジタル化が急激に進んでおり、サイバーリスクについて早急な対応が求められています。そこで情報漏洩による賠償責任に加え、デジタルフォレンジックに要した費用を含むサイバー攻撃の調査費用などについても補償をご用意しています。

3

解決援助サービスで、紛争の解決までお客さまをサポートします

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただきます。
(事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。)

CONTENTS

はじめに	01
基本となる補償	03
オプション特約	08
オプション特約(サイバーリスクの補償)	11
ご契約の方法	13
ご契約の条件等	14
用語のご説明	19

事業賠償・費用総合保険(ALL STARS)では、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償などの様々なリスクに対する補償をご用意しています。このパンフレットでは労働者派遣業や業務請負業向けの国内賠償についてご説明します。海外賠償や生産物品質補償については、総合パンフレットをご覧ください。



貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1 | 国内賠償

基本補償

☒ P3 業務遂行・施設リスク 	☒ P5 生産物・完成作業リスク 	☒ P6 人格権・宣伝侵害リスク
--	---	---

オプション特約

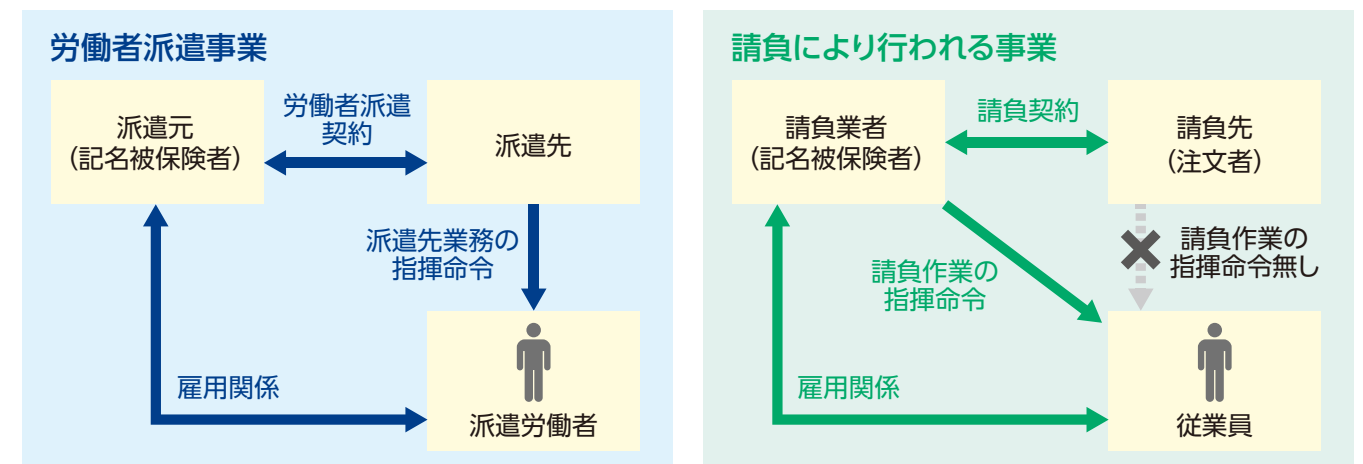
☒ P8 不誠実行為危険補償 	☒ P8 使用者賠償責任補償 	☒ P8 シリンダー交換費用補償 	☒ P9 対物超過費用補償増額 	☒ P9 重複保険不適用
☒ P9 ブランドイメージ回復費用補償 	☒ P10 被害事故対応費用補償 	☒ P10 専門家相談費用等補償 		

2 | 国内賠償 サイバーリスクの補償

オプション特約

☒ P11 個人情報漏洩補償 	☒ P12 サイバー攻撃対応費用補償 	☒ P12 セキュリティ賠償責任補償 	☒ P12 企業情報漏洩賠償責任補償
---	---	---	---

労働者派遣と業務請負のイメージ



労働者派遣業務・請負業務等の遂行・施設の管理による 対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償 ＜業務遂行・施設リスク＞

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の仕事の遂行に起因する偶然な事故
- ② 貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故



派遣労働者が派遣先の来客にコーヒーをこぼし、来客のスーツを汚損してしまった。



派遣労働者が派遣先に荷物を取りにきた配送業者に台車をぶつけてケガをさせてしまった。



派遣労働者が、ビル配電設備の点検作業を行っていたところ、誤って電力をダウンさせ全館停電させてしまった。ビル全体のテナントが休業を余儀なくされ、休業損失を発生させてしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

◆被保険者相互間の賠償責任を補償します。

業務遂行・施設リスクの対物事故について、被保険者相互間の対物事故を補償します。

- 補償の対象とならない主な場合は次のとおりです。
 - ・ 貴社が所有・借用・保管する財物の損壊
 - ・ 貴社の仕事の目的物の損壊 など

◆事業用作業車（構内専用車や建設用工作車など）に起因する損害も補償します。

次に掲げる間に発生した保険事故による損害について補償します。

- ① 工事場内、作業現場内、派遣・請負先事業所内または被保険者の事業所内にある間
- ② 次に掲げる間。ただし、公道においては、事業用作業車にナンバープレートの表示がある場合に限りです。
 - 自動車を継続的に停止させた状態で仕事を遂行している間
 - 仕事に付随する積み込みまたは荷卸しを行っている間
 - 除雪作業を行っている間

※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。



従業員が請負先のフォークリフトの操作を誤り、倉庫内に止めてあったトラックの側面を破損してしまった。

次の特約をセットすることにより、事業用作業車のうち構内専用車についての補償を対象外にすることができます。

構内専用車危険補償対象外特約

◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊※について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

※派遣先業務の遂行により、派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合を除きます。

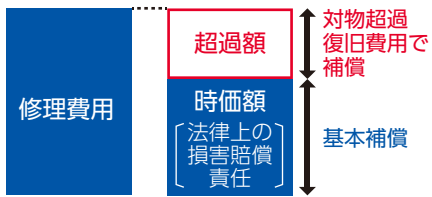
支払限度額	被害者1名※につき30万円（1世帯につき30万円）、1事故につき300万円 ※被害者が法人である場合は、1法人とします。
-------	---

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき50万円（1世帯につき50万円）、1事故につき500万円とします。

◆詳細は9ページ参照



◆派遣先対物損害費用をお支払いします。

派遣先業務の遂行により、派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合において、派遣先対物損害費用（損壊した財物を修理または交換するために支出した通常要する費用）を補償します。

※派遣先対物損害費用に対して保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合は、支払われた保険金については、損害賠償金に対して支払われるべき保険金に充当します。

支払限度額	1事故につき50万円
-------	------------



派遣労働者が派遣先の機械の操作を誤り、機械を破損させてしまった。賠償責任の有無や過失割合にかかわらず、修理代25万円を支払った。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）

- 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出もしくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- 専門職業業務の遂行
- 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- 派遣先または請負先が次の身体の障害または財物の損壊について負担する賠償責任
 - ア. 派遣先または請負先の役員および従業員が被った身体の障害
 - イ. 派遣先または請負先の役員および従業員が所有する財物の損壊

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（業務遂行・施設リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 航空機・自動車※¹または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ちり・ほこりまたは騒音
- 貴社の業務に従事中の者が被った身体の障害について負担する賠償責任
- 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れに起因する土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊
- 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任※²
 - 貴社が借用または保管※³する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類※⁴または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

など

※1 事業用作業車を除きます。（詳細は3ページ参照）
※2 一部、自動セットされる補償で補償されます。
※3 現実または実質的に占有する状態を含みます。
※4 被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合を除きます。

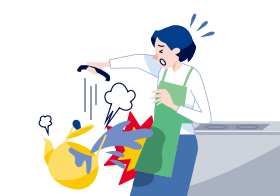
基本となる補償

製造・販売した製品または仕事の結果による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

＜生産物・完成作業リスク＞

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が製造または販売した製品・商品（生産物）に起因する偶然な事故
- ② 貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



業務請負により自社で製造した製品に、製造上の欠陥があり、使用していた消費者がケガをしてしまった。

※派遣先が製造、販売、取扱い、供給または処分した生産物や、派遣先によって行われた仕事については、派遣労働者が派遣先業務の遂行としてその作業の全部または一部を行い、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負うべき場合に限り、対象となります。詳細は用語のご説明をご参照ください。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

※支払限度額等はP4をご参照ください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（生産物・完成作業リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 回収措置を講じるために要した費用
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の瑕疵に起因するその生産物または仕事の結果自体の損壊について負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が貴社の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能 など

業務に伴う人格権・宣伝侵害行為によるリスクの補償

＜人格権・宣伝侵害リスク＞

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ② 口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③ 広告宣伝による他人の著作権等の侵害



パンフレットで使用したイラストが著作権を侵害したとして訴えられた。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（人格権・宣伝侵害リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 採用、雇用または解雇に関して行われた人格権・宣伝侵害行為
- 最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
- 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により、その業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
- 保険期間終了または解除もしくは解約後、1年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為 など

基本となる補償

自動セットされる補償

派遣・請負先管理財物損害補償

業務遂行・施設

貴社の労働者派遣事業、派遣先業務または請負業務等の遂行に伴う派遣・請負先管理財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取または財物の損壊を伴わない使用不能による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中につき500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 自然発火、自然爆発、自然の消耗または劣化、蒸れ、かび、腐敗、ねずみ食い・虫食い等による損壊
- 派遣先、請負先または貸主に引き渡された後に発見された損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取など



従業員が請負先事業所で請負先の備品を運んでいたところ、誤って備品を落として損壊させてしまった。

受託物損害補償

業務遂行・施設

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中:100万円、500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※現金・貴重品:被害者1名(※)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額か1,000万円のいずれか低い金額 (※)被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
- 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(事業用作業車および一時受託自動車は引き渡された後)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
- リース契約により借用する財物(建設受託物および警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。)の損壊、紛失または盗取・詐取
- 特定の請負契約に基づく建設工事等を使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 有償で運送または保管することのみを目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 一時受託自動車の車内にある財物の損壊、紛失または盗取・詐取など

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

受託物損害補償対象外特約

作業対象物損壊補償

業務遂行・施設

貴社の業務遂行中、工事場内または作業現場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限りません。派遣・請負先管理財物を除きます。)に生じた損壊による賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等など

支払限度額	作業対象物損壊補償の支払限度額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

作業対象物損壊補償対象外特約

日本国外での保険事故一部補償

業務遂行・施設

生産物・完成作業

① 貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円	自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額
-------	------------------	-------	------------------

② 日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	生産物・完成作業リスクの支払限度額	自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額
-------	-------------------	-------	-------------------



海外で商談中に、商談先の事務所の備品を破損してしまった。

オプション特約

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。

セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設



不誠実行為危険補償特約

貴社の従業員が日本国内で行った不誠実行為※1により、他人が被った財産上の直接かつ積極的損害※2について負担する賠償責任を補償します。

※1 仕事に関して行われた従業員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為の犯罪行為をいいます。

※2 その時点で保有している現金・商品などが減少することをいい、保有していれば得られたであろう利益などは含みません。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故10万円

■ 事故例



派遣労働者が派遣先の売上金の一部を着服してしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の了解、同意または指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
- 特許権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用
- 仕事の履行遅滞または履行不能による賠償責任など

業務遂行・施設



使用者賠償責任補償特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。

※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中につき5,000万円、1億円、3億円から選択
自己負担額	なし

■ 事故例



派遣労働者が、派遣先の工場で製造機械から落下した部品の下敷きになり死亡。派遣労働者の遺族から損害賠償を請求された。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害など

業務遂行・施設



シリンダー交換費用補償特約

建設工事、警備業務、ビルメンテナンス業務、派遣先業務または請負業務等の遂行に伴い、被保険者が発注者、派遣先もしくは請負先から借用する、または発注者、派遣先もしくは請負先からの依頼により保管する、発注者、派遣先もしくは請負先が所有、使用または管理する不動産の扉等の鍵※の紛失または盗取・詐取によるシリンダー交換費用に対する賠償責任を補償します。

※リモコンキー等を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

オプション特約

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

生産物・完成作業

対物超過費用補償増額特約

他人の財物の損壊※について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

※派遣先業務の遂行により、派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合を除きます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	被害者1名※につき50万円（1世帯につき50万円）、1事故につき500万円 ※被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	なし

重複保険不適用特約

仕事の遂行または仕事の遂行のために所有・使用・管理する施設により発生した対人・対物事故について、損害賠償請求の額が1事故につき1,000万円以下のときは、貴社が下請契約により仕事を行う場合の元請負人等が別途手配する保険契約との保険金の分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

※ただし、自賠責保険・自動車保険等を除きます。

■ 事故例

派遣労働者が、派遣先で来客にお茶を出す際に誤ってこぼしてしまい、来客にやけどを負わせてしまった（賠償額：約10万円）。派遣先の保険を使用することなく、この保険契約から損害賠償金を支払った。



業務遂行・施設

生産物・完成作業

ブランドイメージ回復費用補償特約

対人・対物事故※が発生したことにより、貴社のブランドイメージが毀損（きそん）することを防止するために、または毀損（きそん）したブランドイメージを回復させるために、貴社が直接負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

※使用者賠償責任補償特約がセットされている場合は、その特約で補償される方の身体の障害を含みます。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①謝罪広告掲載費用 | ④広告宣伝活動費用 |
| ②再発防止対策費用 | ⑤インターネット投稿対応費用※ |
| ③マスメディア対応費用 | ⑥コンサルティング費用 |

※保険事故に関して事実と異なることが他人によってウェブサイトまたはソーシャル・ネットワーキング・サービス上に掲載または投稿がなされた場合において、その掲載または投稿に対して行う調査、削除要請またはその他の適切な措置のために要した費用をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	なし

■ 事故例

業務請負で製造した商品に欠陥があり、多数の消費者がケガをしてしまった。信頼回復のために、謝罪会見などのマスメディア対応を行い、新聞に謝罪広告を掲載した。



業務遂行・施設

生産物・完成作業

専門家相談費用等補償特約

業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクに起因して、対人・対物事故が発生した場合に、貴社が負担する次の費用を補償します※。

- ①専門家相談費用
- ②弁護士等関連費用

※これらの保険金を支払った後に、その保険事故が国内事業総合賠償責任保険特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において補償の対象となることが判明した場合は、支払われたその保険金については、特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において支払われるべき保険金に充当します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故につき100万円、保険期間中につき500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)の重過失による法令違反または犯罪行為
- （注）被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

被害事故対応費用補償特約

日本国内で発生した貴社の対人被害事故または対物被害事故により、貴社が負担する次の費用を補償します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| ①弁護士等関連費用 | ③インターネット投稿対応に要する費用 |
| ②法律相談費用 | ④信頼回復広告費用 |

◆対人被害事故とは

貴社、貴社の役員または従業員が業務上の事由により被った身体の障害をいいます。

◆対物被害事故とは

貴社が所有、使用または管理する業務用の財物（不動産を除きます）に生じた損壊または盗取・詐取をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき300万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)または被保険者^(注)の指図による暴行または殴打による損害
- 被保険者^(注)が航空機、自動車または車両を運転中に発生した事故
- 被保険者^(注)が賠償義務者である場合
- 保険契約者、被保険者またはその役員が発信または提供した記名被保険者の情報の拡散による業務妨害等によって発生した損害。なお、役員にはその退職者を含みます。

（注）その役員および従業員を含みます。

など

オプション特約(サイバーリスクの補償)

個人情報漏洩補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合※に、貴社が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。また、個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※個人情報漏洩のおそれが発覚した場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円 ※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した個人情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

■ 事故例

リモート勤務の増加により受信メールの件数が大幅に増加。
慣れない自宅という環境下、購買履歴を含む大量の顧客情報を添付したメールを複数の取引先に誤って送信してしまった。



など

サイバー攻撃を受けた段階で必要とされるデジタル・フォレンジック費用の補償から始まる4つのステップでトータルに企業をサポートします!

サイバー
攻撃発覚

情報漏洩が
発覚する前

オプション サイバー攻撃対応費用補償特約の補償範囲

Step0:サイバー攻撃対応(費用補償)

サイバー攻撃を受けた場合、セキュリティの専門家による初期対応が重要です。
セキュリティ・コンサルティング会社をご案内し、デジタル・フォレンジックなど初期対応を支援、
要した費用を補償します。

個人情報漏洩
が発覚

情報漏洩が
発覚した後

基本補償 個人情報漏洩補償特約の補償範囲

Step1:危機管理コンサルティング費用補償

漏洩事故が起こった場合、初期対応が重要です。
漏洩発覚時には、初期対応を効果的に行うためにコンサルティングサービスを利用するにあたり、
発覚後180日以内に要した費用を補償します。危機管理コンサルティングの目的は、事故後に
関係者に対して迅速かつ的確に初期対応を行うためのアドバイスを提供することで、企業イ
メージを含めた貴社の損失を最小化することです。
(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

Step2:危機管理実行費用補償

事故後の対応には高額な費用が発生します。
危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応を実行するために、発覚後
180日以内に要した費用を補償します。
「発動の要件」●公的機関(官公庁・警察など)への文書による届出または報告
●マスコミ・インターネット等の媒体による報道

Step3:賠償金・争訟対応費用補償

損害賠償金や弁護士費用など十分な備えが必要です。
被害者から慰謝料などを損害賠償請求された場合、または委託元から損害賠償請求(求償)され
た場合に、損害賠償金および争訟対応費用(弁護士費用など)を補償します。

届出・報告

賠償請求

解決へ

サイバー攻撃対応費用補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、サイバー攻撃対応コンサルティング(被害状況の把握、証拠の保全・調査、被害拡大防止の初期対応)およびセキュリティ対策コンサルティング(セキュリティ事故の再発防止の助言)^(注1)に要した費用^(注2)に対して、保険金をお支払いします。

(注1)サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングは、弊社が承認するセキュリティコンサルティング機関が行います。
(注2)セキュリティ事故が最初に発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、かつ、当該サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
-------	---

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 財物の損壊
- 保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故



ホームページが不正アクセスされていると取引先から通報を受け、パソコンの解析を行ったところ高額の費用が発生した。

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注)この特約はサイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1請求10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取
- 遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

など

企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する取引先の企業秘密等の企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した企業情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

など

※サイバー攻撃対応費用補償特約および企業情報漏洩賠償責任補償特約は、個人情報漏洩補償特約をセットした場合に選択していただけます。また、セキュリティ賠償責任補償特約は、サイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

ご契約の方法 ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

国内賠償では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。なお、労働者派遣業のみ補償(労働者派遣業以外の業務請負および兼業業務は補償対象外)にすることもできます^(注)。

オプション特約をセットすることにより、補償の対象を拡大することができます。

(注)「サイバーリスクの補償」では、貴社におけるすべての業務(仕事)を対象とする場合のみセットできます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、基本となる補償に、ご希望に応じてオプション特約をセットしてご契約いただけます。

具体的なお引受けについては、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償について、支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。

一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。

保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。

- 法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書
- 個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類

なお、上記の算出基礎に基づき算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。

※ただし、一部のオプション特約をセットした場合はこの限りではありません。

事業賠償・費用総合保険ALL STARSでは、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を始めとした様々な業種向けの補償をご用意しています。このパンフレットでは労働者派遣業・業務請負業向けの国内賠償についてご説明しています。海外賠償や生産物品質補償については、総合パンフレットをご覧ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。
業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
	派遣・請負先管理財物	
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	
人格権・宣伝侵害リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、総支払限度額を適用しません。
● 使用者賠償責任補償特約 ● 不誠実行為危険補償特約 ● 個人情報漏洩補償特約とこの特約にセットする特約

2 被保険者の範囲

補償リスク・自動セット補償・特約	記名被保険者(貴社)	記名被保険者の派遣先	記名被保険者の請負業務等の請負先	記名被保険者の請負業務等の下請負人
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク 人格権・宣伝侵害リスク	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
対物超過復旧費用補償/ 増額特約	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
受託物損害補償	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
作業対象物損壊補償	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
日本国外での保険事故 一部補償 ^{※1}	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
不誠実行為危険補償特約	○ (役員・従業員を含む)	—	—	—
使用者賠償責任補償特約	○ (役員・従業員を含む) ^{※2}	—	—	—
シリンダー交換費用 補償特約	○ (役員・従業員を含む)	○	○ ^{※3}	○ (役員・従業員を含む)
重複保険不適用特約	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
ブランドイメージ回復費用 補償特約	○	—	—	—
被害事故対応費用補償特約	○	—	—	—
専門家相談費用等補償特約	○	—	—	—
サイバーリスクの補償	○ (役員・従業員を含む)	—	—	—

※1 一時的に国外で行う商談等の営業業務の遂行によって生じた損害については、記名被保険者(役員・従業員を含む)が行うものに限り、ます。
※2 派遣労働者および保険の約款に定める常勤の定義に該当しないパート・アルバイトは除きます。
※3 請負業務等において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者^{※4}をいいます。
※4 数次の請負または準委任の場合においては、記名被保険者が元請負人でないときは、元請負人に対する業務の注文者または委任者とします。

3 補償適用地域

日本

※日本国外での保険事故一部補償については、日本を除く全世界とします。
※サイバーリスクの補償の特約については、11、12、16ページをご確認ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

4 お支払いする保険金

(1)賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

国内賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

	保険金の種類	概要
事故発生初期に生じる費用	損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
	緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
	緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の搜索費用などの費用
	被害者への見舞費用 (被害者1名 ^(注) 10万円限度・1事故300万円限度)	事故が発生した場合において、被害者に届けた見舞金、見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電等の費用その他社会通念上妥当な費用 (注)被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
	被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行または施設に起因して身体の障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など (身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。)
	派遣先対物損害費用 (1事故50万円限度)	派遣先業務の遂行により派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合における損壊した財物の修理または交換のために要する費用
	対物超過復旧費用 (被害者1名 ^(注) 30万円限度・1事故300万円限度)	他人の財物の損壊が発生した場合のその財物の修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)のうち、その財物の時価額を超える費用。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。 (注)被害者が法人である場合は、1法人とします。
	汚染浄化費用 (1事故・保険期間中1,000万円限度)	不測かつ突発的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用(対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能等が発生したまたは発生が切迫している場合に限りです。)



	保険金の種類	概要
訴訟等により生じる費用	争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用



	保険金の種類	概要
損害賠償金	損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

(2)サイバーリスクの補償

保険金の種類※1	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
危機管理コンサルティング費用※2	危機管理コンサルティング機関が個人情報漏洩(またはそのおそれ)による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用※3
危機管理実行費用※2	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が個人情報漏洩(またはそのおそれ)の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用※3※4 ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬(定期報酬などを除きます) ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用 ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用
サイバー攻撃対応費用※5	サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングに対して被保険者が支払う報酬※6

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。
※1 求償権保全費用および協力費用もお支払いの対象です。15ページをご確認ください。
ただし、サイバー攻撃対応費用補償特約では、サイバー攻撃対応費用のみがお支払いの対象となります。
※2 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、個人情報漏洩(またはそのおそれ)が発覚した場合にお支払いの対象となります。ただし、危機管理実行費用は、①公的機関に文書により届出・報告したか、②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等により報道された場合に限りです。
※3 個人情報漏洩(またはそのおそれ)が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
※4 日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。
※5 サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象となります。
※6 弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

5 保険金をお支払いできない主な場合(基本補償共通)

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS)に起因する損害

など

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

6 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。



企業向け賠償責任保険(国内リスク) 解決援助サービス



「解決援助サービス」とは

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただくものです。

保険金をお支払いするだけでなく、保険会社として行うべき保険金に関する業務として損害調査や保険金の額および根拠の説明、事務作業のサポートを行います。(事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。)

詳細はこちらをご参照ください



AIGの海外進出コンシェルジュサービスのご紹介



弊社では、事業賠償・費用総合保険をご契約*いただいた企業の皆様に、AIGの海外進出コンシェルジュサービスをご提供します。

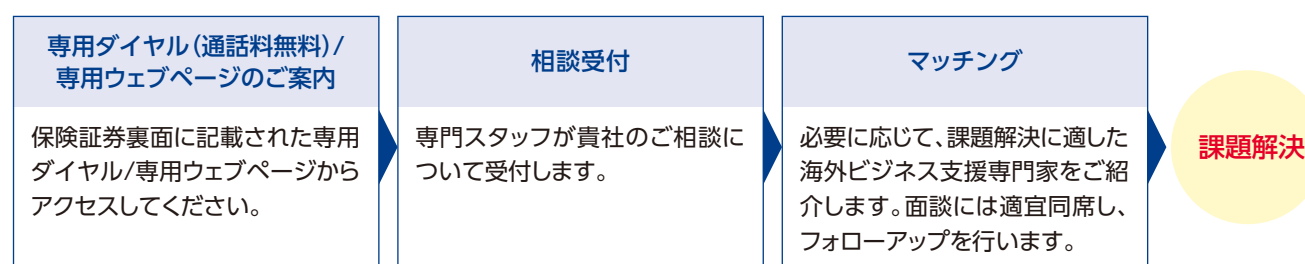
海外進出に向けた情報収集や、ビジネス展開におけるパートナー企業の選定などに、お役立ていただけます。

(※サービスの適用については、弊社が指定する、一定の補償条件を満たしたご契約に限ります。)

サービスの概要

- 専用ダイヤル/専用ウェブページから、海外進出や海外でのビジネス展開に関する貴社の課題について、海外ビジネス支援プラットフォーム(Digima〜出島〜)の専門スタッフがお答えします。
- 課題解決に適した海外ビジネス支援専門家とのマッチング(紹介)を行い、解決に向けてナビゲートやフォローアップを行います。
- 海外ビジネスの成功事例や現地情報などの海外ビジネスに関する情報をご提供します。

サービスのご利用方法



[注1]このサービスは、弊社の委託先である株式会社Resorzがご提供します。株式会社Resorzが本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。

[注2]本サービスは、今後予告無く中止または変更することがあります。あらかじめご了承ください。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

い	1事故※	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
	一時受託自動車	受託物のうち、施設でのサービスの提供を受ける目的で来場する顧客の自動車 ^(注1) で、被保険者が保管 ^(注2) するものをいいます。なお、自動車には付属品 ^(注3) を含みます。 (注1) 自動車の修理、部品の取付け・交換、点検、検査、清掃、洗浄等の作業をしてもらうことを主たる目的として来場する顧客の自動車を除きます。 (注2) 保管場所へのまたは保管場所からの移動のために運行している場合において、合理的な経路を逸脱している間を除きます。 (注3) 自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) されている物をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。 ア. 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により、自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 エ. 積載物 (注4) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 (注5) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
う	請負業務等※	仕事のうち、請負契約または準委任契約に基づいて行う次に掲げる業務をいいます。ただし、請負先の業務の一部を代行する業務に限ります。 ア. 総務・経理・人事、研修、採用、データ入力等の事務に関する業務 イ. コールセンター、ヘルプデスクに関する業務 ウ. 販売管理、レジ等の販売に関する業務 エ. 組立・加工、生産・品質管理、梱包・仕分・検品等の製造に関する業務 オ. 保管、入出荷管理、仕分、フォークリフト操作業務等の倉庫における業務。ただし、倉庫外への配送業務を除きます。 カ. ア. からオ. までに該当しないその他の業務 ^(注) (注) 主として請負先の事業所において、請負契約または準委任契約に基づいて行う業務をいいます。ただし、必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づいて行う業務ならびに建設工事、警備業務およびビルメンテナンス業務を除きます。
	請負先※	請負業務等において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者に対する直近上位の注文者または委任者とし、これらの者より上位の注文者または委任者を含みません。 (注2) 注文者または委任者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注または委任に関する業務を担当する者を含みます。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または保険事故の発生を防止するために行われる、欠陥がある、またはその疑いがある生産物または仕事の結果の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
き	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
け	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書その他これらに類する財物をいいます。
	建設工事	仕事のうち、建設業法第2条(定義)第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
こ	工事場	被保険者が建設工事を行っている場所で、かつ、不特定多数の人、自動車、車両、船舶、航空機等の出入りが制限されている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1) 被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2) 臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3) 派遣・請負先事業所を除きます。
	構内専用車	公道以外で使用する目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。
さ	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物 ^(注1) の損壊を発生させることなく、一部であると全部であるとを問わず、他人が使用不能 ^(注2) による損害 ^(注3) を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクに起因して生じた損害については、生産物または仕事の結果自体に損壊 ^(注4) が発生した場合に限ります。 (注1) 生産物または仕事の結果自体を除きます。 (注2) 財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。 (注3) 逸失利益または事業の中断による損害に限ります。 (注4) 欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

※特約によって別途定義されるものがあります。

さ	作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1) 被保険者が建設工事以外の仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2) 臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3) 次に掲げる場所を除きます。 ア. 派遣・請負先事業所 イ. 記名被保険者または記名被保険者と締結された請負契約もしくは準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注4) の常設の事業所 (注4) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。
	作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1) 他人が所有するものに限ります。 (注2) 警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。
し	事業用作業車	被保険者が仕事のために使用する次に掲げる自動車または車両をいいます。ただし、自動二輪車および原動機付自転車を除きます。 ア. 特種用途自動車 ^(注1) 、大型特殊自動車 ^(注2) および小型特殊自動車 ^(注3) イ. ダンプカーおよびユニツク車 ^(注4) ウ. ナンバープレート ^(注5) の交付を受けていない自動車 エ. 建設工事等の作業で使用することを主たる用途または機能とする車両 (注1) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標または車両番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が8で始まる自動車をいいます。 (注2) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が9または0で始まる自動車をいいます。 (注3) 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、フォークリフト等の道路運送車両法に規定する小型特殊自動車をいいます。 (注4) クレーンを装備したトラックをいいます。 (注5) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標および車両番号標等をいい、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標および臨時運転番号標を含みます。
	施設※	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産または記名被保険者の仕事のために記名被保険者以外の被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産をいいます ^(注1) ^(注2) 。 (注1) 記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所、保養所等の不動産および動産を含みます。 (注2) 次に掲げる不動産および動産を除きます。 ア. 記名被保険者が住居として使用する建物およびそれに収容される動産。なお、住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用される区画とします。 イ. 記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注3) の常設の事業所における不動産および動産 (注3) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。
	下請負人※	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者の事業所において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注1) イ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者 ^(注2) ウ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき設置、取付け、据付け、保守、調整、修理または交換を行う者 ^(注3) エ. 記名被保険者が行うべき警備業務について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づきその警備業務を行う者 ^(注4) オ. ア. からエ. までに該当しないその他の仕事について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約 ^(注5) に基づきその仕事を遂行する者 ^(注3) ^(注6) (注1) 施設の保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者を除きます。 (注2) 必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者を除きます。 (注3) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としてします。 (注4) 警備業法に基づく認定および業務に応じて道路運送法に基づく免許を受けている者に限ります。 (注5) 記名被保険者が他の者から請け負った、または委任を受けた仕事の全部または一部について締結される請負契約または準委任契約に限ります。 (注6) その請負人または受任者の常設の事業所において、仕事を遂行している者を除きます。
	車両	次に掲げるものを除く車をいいます。 ア. 自動車 イ. 道路交通法に定める身体障害者用の車等 ^(注) (注) 道路交通法において、これらを通行させている者が歩行者とされる車をいいます。
	従業員※	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいい、次に掲げる者を含みます。 ア. 被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者 ^(注) 、受入れした出向者およびインターン イ. 理美容エステ業務においては、理美容エステ業務の補助者 (注) 労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。この場合において、用語のご説明「派遣労働者」の規定を適用しません。

※特約によって別途定義されるものがあります。

はじめに

基本となる補償

オプション特約

オプション特約
(サイバーリスクの補償)

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明

用語のご説明

し	受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管 ^(注1) する他人の財物 ^(注2) をいいます。なお、被保険者の事業所内における来訪者が所持する財物の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなします ^(注3) 。 (注1) 現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。 (注2) 警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。 (注3) 被保険者が旅館業務を行う事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品を除き、被保険者の事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品については、受託物とみなしません。
	人格権・ 宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画による、またはウェブ上の公表もしくは広告宣伝 ^(注1) によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷 ^(注2) ウ. 広告宣伝 ^(注1) による他人の著作権、標題または標語 ^(注3) の侵害 (注1) 不特定多数の者に対して記名被保険者の業務、商品、役務等の情報を提供することをいいます。 (注2) 他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 (注3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます ^(注1) ^(注2) ^(注4) 。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理として、または記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1) 労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等においては、派遣先または請負先が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます。ただし、記名被保険者、記名被保険者の役員もしくは従業員、下請負人または下請負人の役員もしくは従業員が、派遣先業務または請負業務等の遂行として、その作業の全部または一部を行った場合に限ります。 (注2) 生産物には、その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容 ^(注3) を含みます。 (注3) 警告または指示を怠った場合を含みます。 (注4) 物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業に係る仕事の結果を含みません。
	専門職業務	次に掲げる業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、助産、死体の検案等 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示等 ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア. からオ. までの掲げる業務
そ	損壊	滅失 ^(注1) 、破損 ^(注2) または汚損 ^(注3) をいい ^(注4) 、紛失および盗取・詐取を含みません。 (注1) 財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 (注2) 財物が物理的、化学的または生物学的な変化により、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注3) 財物が汚れることにより、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注4) 欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少する場合を含みます。
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。なお、理美容エステ業務においては、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
ち	重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	派遣・請負先 管理財物	派遣・請負先事業所内にある、または陸上輸送中 ^(注1) の次に掲げる財物をいいます。 ア. 被保険者が借用または保管 ^(注2) する財物 イ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって販売または組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的とする財物 ウ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 エ. 被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類 ^(注3) オ. 被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 (注1) 出発地または目的地を派遣・請負先事業所とする陸上輸送に限ります。 (注2) 現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。 (注3) 生産物または仕事の結果を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。

は	派遣・請負先 事業所	次に掲げる場所をいいます。 ア. 派遣労働者が派遣先業務を行っている場所 ^(注1) イ. 請負先の指示に基づき被保険者が請負業務等を行っている場所 ^(注1) ^(注2) (注1) 派遣先業務または請負業務等において、一時的に客先に赴いて業務を行う場合は、その業務を行っている場所を含みます。 (注2) 記名被保険者または記名被保険者と締結された請負契約もしくは準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注3) の常設の事業所を除きます。 (注3) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者とします。
	派遣先	記名被保険者との間で労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結し、記名被保険者から派遣労働者を受け入れる者をいいます。
	派遣先業務	仕事のうち、派遣労働者が派遣先の指揮命令を受けて行う業務をいいます。
	派遣労働者	記名被保険者の従業員のうち、労働者派遣法に基づき記名被保険者から派遣された者をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者およびこの保険契約にセットされた特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険事故	この保険契約にセットされた特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。
や	役員※	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
ろ	労働者派遣事業	仕事のうち、労働者派遣法に基づいて行う労働者派遣に係る業務をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

法令(法令番号)とパンフレットにおける略称

このパンフレットで使用される法令(法令番号)とその略称は、以下のとおりとなります。

法令(法令番号)	略称	法令(法令番号)	略称
警備業法(昭和47年法律第117号)	警備業法	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	道路運送車両法
建設業法(昭和24年法律第100号)	建設業法	道路運送法(昭和26年法律第183号)	道路運送法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	労働者派遣法	道路交通法(昭和35年法律第105号)	道路交通法

はじめに

基本となる補償

オプション特約

オプション特約
(サイバーリスクの補償)

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明